

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

●保険年金

		内容	問い合わせ																																				
高額医療・高額介護合算制度 		<p>この制度は、次の対象の方の申請で支給されます。 支給対象となる方には、3月ごろ、国民健康保険制度加入者には市役所から、後期高齢者医療制度加入者には愛知県後期高齢者医療広域連合からお知らせが届きますので、申請してください。</p> <p>対象(次の要件をいずれも満たす方):①世帯内の同一の医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、社会保険など)の加入者で、1年間(毎年8月1日～7月31日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担を支払っている方 ②①の自己負担金額(高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額)の合計が表の所得区分ごとの自己負担限度額を超えている方</p>	保険年金課 (国民健康保険) ☎23-2149 (後期高齢者医療) ☎23-3514																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳以上</th> <th colspan="2">70歳未満</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並みⅢ</td> <td>212万円</td> <td>旧ただし書所得 901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>現役並みⅡ</td> <td>141万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並みⅠ</td> <td>67万円</td> <td>旧ただし書所得 600万円超 901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>旧ただし書所得 210万円超 600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>旧ただし書所得 210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> <td>住民税非課税</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table>		70歳以上		70歳未満		所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額	現役並みⅢ	212万円	旧ただし書所得 901万円超	212万円	現役並みⅡ	141万円			現役並みⅠ	67万円	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	141万円	一般	56万円	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	67万円			旧ただし書所得 210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円			低所得者Ⅰ	19万円	住民税非課税	34万円		
70歳以上		70歳未満																																					
所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額																																				
現役並みⅢ	212万円	旧ただし書所得 901万円超	212万円																																				
現役並みⅡ	141万円																																						
現役並みⅠ	67万円	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	141万円																																				
一般	56万円	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	67万円																																				
		旧ただし書所得 210万円以下	60万円																																				
低所得者Ⅱ	31万円																																						
低所得者Ⅰ	19万円	住民税非課税	34万円																																				
【残り1カ月です!】 特定健診(国保加入者) と後期高齢者健診 		<p>今年1年健康で過ごすため特定健診を受けましょう。特定健診は、定期的に通院している方も対象となります。</p> <p>対象:【特定健診】40～74歳の国民健康保険加入者【後期高齢者健診】75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上) 期限:1月31日(月) 場所:市内医療機関 費用:無料</p>	健康課 (特定健診) ☎23-3515 保険年金課 (後期高齢者健診) ☎23-3514																																				

●税・使用料

		内容	問い合わせ
個人住民税は給与天引き(特別徴収)で 		<p>個人住民税の特別徴収とは、事業主が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わり納入する制度です。給与を支払う事業主は、原則として個人住民税(市民税・県民税)を特別徴収してください。(地方税法および田原市市税条例で規定)</p>	税務課 ☎23-3509
今月の納税・使用料		<p>納期限:1月31日(月) 市・県民税(4期)、後期高齢者医療保険料(7期)、市営住宅使用料(1月分)、保育料(1月分)、下水道事業受益者負担料(4期・2期[渥美])、農業集落排水事業分担金(4期・2期[渥美])、し尿汲取手数料(11・12月分)</p>	

田原の芋焼酎 **亀若・亀若花** 道の駅や酒店で好評発売中



企画: 亀若倶楽部 田原市田原町巴江3番地1 Tel.0531-36-5188

飲酒は20歳から お酒は適量を 飲酒運転は法律で禁止されています
 妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児に悪影響を与えるおそれがあります

うちにいるときがもっと楽しくなるリフォームしよう!

**リフォーム・リノベーションは
レオック田原かや町店へ**

詳しい情報はホームページから
 検索 

株式会社 **レオック田原かや町店**
 田原市田原町萱町79-4 / 9:00～17:30 / 水曜定休
 気軽にご相談ください ☎0120-48-2099



ここ見て! たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

お知らせ

おでかけ情報

連載コーナー